



目 次	ページ
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置 規程	1
告 示	
○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法等 の実施の命令 (畜産振興課) (12・15掲示)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	2
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (2件) (")	2
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	3
○道路の区域変更(2件) (道路課)	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
招請公告	
○招請(浦戸湾東部流域下水道高須浄化 センター運転管理委託業務の一般競争 入札参加申請)の公告 (公園下水道 課)	4

訓 令
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第16号
高知県教育委員会訓令第14号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程を次のように定める。
令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 伊藤 博明

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置規程

(設置)

第1条 人口減少による負の連鎖を克服し、本県の地方創生の実現に向けて県民と協働して取り組む高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を関係部局の連携の下で効果的に推進するため、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- 1 本部長
- 2 副本部長
- 3 本部長
- 4 本部長
- 5 地域本部長

2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部長は、産業振興推進部長をもって充てる。
5 本部長は、理事・東京事務所長、理事・大阪事務所長、理事・産学官民連携センター長、理事（高知県地産外商公社）、理事（高知県移住促進・人材確保センター）、理事（高知県産業振興センター）、総務部長、健康政策部長、地域福祉部長、文化生活スポーツ部長、中山間振興・交通部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、他の理事又は部局長を本部長とすることができる。
6 地域本部長は、産業振興推進部地域産業振興監をもって充てる。

(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 本部長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。
4 本部長及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 1 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進及び見直しに関すること。
- 2 地方創生の検討及び推進に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関連する重要事項に関すること。

(プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することがで

きる。

- 2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。
(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課企画監をもって充てる。
- 5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。

告 示

高知県告示第968号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき家畜の所有者に対し消毒方法及びねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月15日（揭示済）
高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的
県内において緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域
県内の飼養羽数100羽以上の家きん飼養農場及び家畜防疫員が必要であると認める家きん飼養農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う家きん飼養農場を除く。
- 3 実施の期日
令和2年12月16日から令和3年3月31日まで
- 4 消毒方法の実施方法
 - 1 消石灰等の消毒薬の家きん飼養農場内（家きん舎周囲及び家きん飼養農場外縁部に限る。）散布
 - 2 動力噴霧器、消毒ゲート等による衛生管理区域内に立ち入る車両等の消毒
 - 3 衛生管理区域内又は家きん飼養農場内に立ち入る者の手指の消毒

5 ねずみ、昆虫等の駆除方法の実施方法
駆除剤の散布又は粘着シートの設置

高知県告示第992号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス高知横浜店
高知市横浜字北添171ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年7月20日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,526.31平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
53台
イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和2年11月19日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第993号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽

(2) 届出者の住所

高知市薊野南町28番12号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

A-MAX一宮店

高知市薊野南町28番12号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市南御座11番7号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) エーマックス一宮店

(変更後) A-MAX一宮店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市南御座11番7号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

	陽	
--	---	--

(4) 変更年月日

大規模小売店舗の名称の変更については平成24年8月5日、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更については同年9月3日、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名の変更については平成28年5月16日

(5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者及び住所の変更並びに大規模小売店舗の名称の変更のため

2 届出年月日

令和2年12月7日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第994号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
- (2) 届出者の住所
高知市薊野南町28番12号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
A-MAX赤岡店
香南市赤岡町1930番地1
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 土志延	高知市南御座9-8

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 土志延	高知市南御座9-8

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

(4) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更については平成24年9月3日、大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名の変更については平成28年5月16日

(5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者及び住所の変更

2 届出年月日

令和2年11月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

香南市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第995号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

幡多郡大月町安満地字勤山398のハ・399の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字勤山399の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 国道

2 路線名 381号

3 道路の区域

--	--	--	--

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大正 字轟崎13番2から 高岡郡四万十町大正 字榎サコ1205番3まで	前	12.5 }	112
	後	12.5 }	112

高知県告示第997号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 夜須物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市夜須町夜須川 字イモノヒラ2233番 から 香南市夜須町夜須川 字ワンド2254番まで	前	4.7 }	52
	後	13.4 }	52
香南市夜須町国光字 キタヤシキ甲1074番 2から 香南市夜須町国光字 トコマツ乙92番1まで	前	2.9 }	113
	後	14.7 }	113

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和2年11月30日 2高須土第1928号	高岡郡中土佐町久礼 字上沢6663番1ほか 15筆	高岡郡中土佐町久 礼6602-2 中土佐町長 池田 洋光

招 請 公 告

次のとおり、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務の一般競争入札参加申請を招請する。

令和2年12月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 対象業務の概要
 - (1) 対象業務の名称
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター運転管理委託業務
 - (2) 対象業務の内容等
入札説明書による。
 - (3) 対象業務の履行期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。ただし、対象業務に係る契約を締結した日から令和3年3月31日までの間は、現在対象業務を請け負っている事業者からの技術指導を受け、支障を来すことのないように当該対象業務を引き継ぐことを義務付ける。
 - (4) 対象業務の履行場所
高知市高須
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター
 - (5) 対象業務に係る入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加申請をする者に要求される資格
一般競争入札参加申請をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、3の(1)から(3)までにより事前に対象業務に係る一般競争入札参加資格があることの確認を受

けた者とする。

- (1) 平成29年9月高知県告示第657号(平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等)(以下「告示」という。)により入札参加資格が認められている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - (4) この招請公告の日から対象業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出する日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第8条第9号に該当しない者であること。
 - (6) 3の(1)から(3)までにより対象業務に係る一般競争入札参加資格があることの確認を受ける日から入札書及び技術提案書を提出する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- 3 一般競争入札参加申請の手続等
 - (1) 確認申請書の提出場所、入札書及び技術提案書の提出場所並びに問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部公園下水道課(下水道担当)
電話番号088-823-9854
電子メールアドレス171801@ken.pref.kochi.lg.jp
 - (2) 確認申請書の提出方法
(1)の確認申請書の提出場所に持参し、又は郵送する(書留郵便によるものに限る。)こと。
 - (3) 確認申請書の提出期間
令和2年12月25日(金)から令和3年1月14日(木)まで

<p>(高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）（郵送による場合は、令和3年1月14日午後5時までに（1）の確認申請書の提出場所に必着すること。）。</p> <p>(4) 入札説明書の交付方法 令和2年12月25日午前8時30分から令和3年1月14日午後5時までの間に高知県土木部公園下水道課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/）でダウンロードにより交付する。</p> <p>(5) 入札書及び技術提案書の提出方法 （1）の入札書及び技術提案書の提出場所に持参し、又は郵送する（書留郵便によるものに限る。）こと。</p> <p>(6) 入札書及び技術提案書の提出期限 令和3年2月4日（木）午後5時</p> <p>(7) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和3年2月15日（月）午後2時 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 7階会議室 なお、開札にあたっては、入札参加した者の立会を認める。</p> <p>4 その他 （1） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 （2） 入札保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条及び第10条の規定による。 （3） 契約の保証 落札者は、対象業務に係る契約の締結に当たっては、当該対象業務の遂行が困難となった場合に落札者に代わって対象業務を請け負うことができる保証人を付さなければならない。また、保証人は、落札者が共同企業体であっても、単独事業者でなければならない。 なお、落札者が、入札書及び技術提案書を提出する日から対象業務に係る契約を締結する日までの間に、告示第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 資格審査に関する事項 2の（1）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、対象業務に係る一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務</p>	<p>事務センターに提出すること。ただし、令和3年1月14日までに申請を行わなかったときは、対象業務に係る一般競争入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、対象業務の一般競争入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この招請公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(6) 関連情報を入手するための照会窓口 3の（1）と同じ。</p> <p>(7) 一般競争入札参加申請に係る入札の参加方法、入札の方法、落札の決定方法その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Eligibility conditions for procurement contracts: Comprehensive maintenance and management service at Takasu Sewage Disposal Center (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 14 January 2021 (3) Date and time for tender: 5:00 P.M. on Thursday 4 February 2021 (4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Parks and Sewerage Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9854 Email: 171801@ken.pref.kochi.lg.jp (5) Others: As in the tender documentation</p>	
---	--	--